

告 示

埼玉県告示第五百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定による指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった

令和七年七月二十九日

埼玉県知事 大野 元 裕

氏 名		変更事項		変 更 前	変 更 後
所在地	名 称	所在地	名 称		
滝本 敬三	滝本 敬三	埼玉県船橋市宮本二一四一五船橋スカイマンション一〇五号室	りんご鍼灸院	すぎの木鍼灸整骨院	滝本 敬三
鶴岡 貴弘	鶴岡 貴弘	東京都葛飾区新小岩二一一一小林マンション一〇二	新小岩スマトラ鍼灸院	Keep在宅マッサージ	
鶴野 卓志	鶴野 卓志	東京都練馬区早宮一三三三八一二〇三	オーロラ治療院 練馬		
		東京都港区白金一三二五一二三二四〇二			